限定承認公告

本籍長崎県平戸市田平町荻田免一一一番地、最後の住所愛知県稲沢市小池一丁目一三番一〇号　被相続人　亡　石田　吉久

右被相続人は平成二十五年七月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

愛知県一宮市開明字蒲原四九番地六　限定承認者　石田　俊一

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市笠屋町二三番、最後の住所大阪府松原市上田四丁目四番五―七〇三号　被相続人　亡　田路　晃行

右被相続人は平成二十五年十月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十六日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

大阪府松原市上田四丁目四番五―七〇三号　限定承認者　田路　幸子

限定承認公告

本籍鹿児島県阿久根市大丸町一〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松永　頃利

右被相続人は平成二十五年十月五日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十七日鹿児島家庭裁判所川内支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

鹿児島県阿久根市大丸町一〇二番地　相続財産管理人　松永　律子

限定承認公告

本籍沖縄県国頭郡恩納村字冨着一五四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　仲村　勉

右被相続人は平成二十五年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十二日那覇家庭裁判所名護支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

沖縄県うるま市石川伊波九〇一番地九　相続財産管理人　仲村るみ子

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社マルヤ（乙、住所埼玉県春日部市小渕二四三番地）を甲の完全子会社とする株式交換を行うこととしたしましたので公告いたします。

効力発生日は平成二十六年三月二十六日です。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十五年十二月二十七日

東京都港区港南二丁目一八番一号　株式会社ゼンショーホールディングス　代表取締役　小川賢太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千六百六十万円減少し百十億三千三百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年十二月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一一番一五号　ＰＬＣ特定目的会社　取締役　山本　顕三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億円減少し金三十二億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年一月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月二十日

掲載頁　五十二頁（号外第一〇三号）

平成二十五年十二月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ＫＷエメラルド特定目的会社　取締役　海田　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年五月十日付官報号外第九十七号の一二三頁に掲載されています。

平成二十五年十二月二十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　白馬キャピタル3特定目的会社　取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億五千八百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月十八日付官報号外第八十四号五十六頁に掲載されています。

平成二十五年十二月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ゴールド・ウッド特定目的会社　取締役　須貝　信

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一万五千百六十五口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である平成二十六年一月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十二月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ゴールド・ウッド特定目的会社　取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十五年九月九日掲載の株式併合につき株券提出公告中、「効力発生日である平成二十五年十月十一日」とあるは「効力発生日である平成二十六年二月三日」、「大阪市生野区林寺四丁目七番一五号」とあるは「大阪市生野区林寺四丁目七番一五号」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十五年十二月二十七日

大阪市生野区林寺四丁目七番一五号　ヤマト交通株式会社　代表取締役　坂東　哲雄

正	誤
ページ　段　行	
平成十四年四月一日（号外第六十七号）海上保安庁告示第百五号（航路標識に関する件）（原稿誤り）	
二〇九　一　一九	
〃　〃　終りから　一〇	友ケ島
〃　〃　〃　八	友ケ島
〃　〃　〃　二	友ケ島
同年十月三日海上保安庁告示第二百六十二号（航路標識に関する件）（原稿誤り）	
八　二　一	友ケ島
平成十八年四月十四日（号外第八十七号）海上保安庁告示第百五号（航路標識に関する件）（原稿誤り）	
二二四　終りから三	友ケ島
二三一　一七	友ケ島
同年十二月十四日海上保安庁告示第三百二十三号（航路標識に関する件）（原稿誤り）	
七　一　一七	友ケ島　友ヶ島
平成二十二年四月十三日海上保安庁告示第百号（船舶気象通報規程の一部を改正する告示）（原稿誤り）	
七ページ下段別表第二中和歌山海上保安部の「友ヶ島灯台」は「友ヶ島灯台」の誤り。	
平成二十五年七月一日（号外第百四十一号）海上保安庁告示第百三十二号（船舶気象通報規程の一部を改正する告示）（原稿誤り）	
三九　下　一六	友ケ島灯台　友ヶ島灯台

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十七日付第二八四号
付政府調達第二四四号一六

号一二八ページ●同日付第二八五号九六ページ●同日
六ページ●十一月十五日付衆会第一〇号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）